

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 公共施設等の管理者等による利用料金の收受等

一 公共施設等の管理者等（地方公共団体の長に限る。以下同じ。）は、公共施設等運営事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、公共施設等運営権者が自らの収入として收受する利用料金を、当該地方公共団体が徴収する料金（これを対価とするサービスの提供が当該利用料金を対価とするサービスの提供と密接な関連を有するものに限る。）と併せて收受する必要があると認めるときは、当該公共施設等運営権者の委託を受けて、当該利用料金を收受することができるものとする。

二 公共施設等の管理者等は、一の規定により、公共施設等運営権者の委託を受けて利用料金を收受しようとするときは、あらかじめ、その旨を通知その他適切な方法により、当該利用料金を支払うべき者に周知しなければならないものとする。

（本則関係）

第二 附則

この政令は、公布の日から施行するものとする。

（附則関係）